

令和5年度補正D E R 導入支援事業共同事業体
代表幹事 一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上 孝 殿

令和5年度補正
家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金
(家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業)
申請代行委任について

私（当社）は、令和5年度補正「家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金（家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業）」（以下、「本事業」という。）について、本事業の交付規程第22条及び公募要領4-4-2)に基づき、下表1～15の手続きを以下の申請代行者へ委任します。なお、私（当社）は、本事業の交付規程及び公募要領に加えて、別紙の「交付申請確認書」に記載されている内容の説明を全て受け、承知しております。

＜委任する手続き＞

1	交付申請書の作成及び提出	9	返還報告書（確定に係るもの）の作成及び提出
2	交付申請取下げ届出書の作成及び提出	10	精算（概算）払請求書の作成及び提出
3	中止（廃止）承認申請書の作成及び提出	11	消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書の作成及び提出
4	計画変更承認申請書の作成及び提出	12	返還報告書（取消しに係るもの）の作成及び提出
5	事故報告書の作成及び提出	13	取得財産等管理明細表及び管理台帳の作成及び提出
6	実施状況報告書の作成及び提出	14	その他S I I より提出を求められた書類の作成及び提出
7	承継承認申請書の作成及び提出	15	その他、上記に関連する手続き
8	実績報告書の作成及び提出	-	

2024年 月 日

委任をする者（申請者） 氏名：
※法人にあつては事業者名称及び代表者の氏名を記載すること

委任を受ける者（申請代行者） 事業者名：
担当者名：

家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業 交付申請確認書

☑	No.	項目	内容
☐	1	交付申請	申請者は、本事業の交付規程および公募要領に記載されている内容をすべて承知の上で、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「ＳＩＩ」という。）に必要な申請書類を提出する。なお、提出された申請書類をＳＩＩが審査した結果、本事業の補助金（以下、「本補助金」という。）の交付対象にならない場合があることを申請者は承知の上で申請すること。
☐	2	暴力団排除に関する誓約	申請者は、交付規程「別紙 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項について補助金交付申請前に確認しなければならず、この誓約事項に同意して申請すること。
☐	3	交付決定通知受領前の補助対象設備に係る契約等の禁止	交付決定通知書を受領する前に補助対象設備に係る契約等を完了させた場合、それが補助対象設備であっても本補助金の交付対象とはならない。
☐	4	重複申請の禁止	申請者は、申請案件について他の国庫補助事業等で補助金の交付を受けている場合、本補助金の申請はできない。
☐	5	申請の無効	申請者は、ＳＩＩに提出する申請書類に対して、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはならない。申請者が交付規程及び公募要領、その他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、又は調査等により交付対象とならないことが確認された場合、ＳＩＩはただちに当該の申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否する。
☐	6	債権譲渡の禁止	申請者は、本事業への申請を行うことにより発生するＳＩＩに対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、又は担保に供することはできない。
☐	7	申請代行者による申請手続き	申請者は、本事業への申請をＳＩＩが登録した申請代行者に委任しなければならない。申請者は、申請代行者に申請を委任した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力すること。
☐	8	申請の変更及び取り下げ	申請者は、申請書類の提出から本補助金の交付が完了するまでの間、当該申請書類に記載する内容の変更はできない。やむを得ず変更を希望する場合は、速やかに申請代行者に連絡し、申請の取り下げ・変更依頼を行うこと。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことにより、ＳＩＩによる申請に係る審査ができない場合、ＳＩＩは当該申請者の申請を無効とすることができる。申請の取り下げ又は申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、ＳＩＩの故意又は重過失に起因する場合を除き、ＳＩＩは申請者に対して一切の責任を負わない。
☐	9	DR契約の締結／DRメニューへの加入	申請者は、導入する補助対象機器に係るDR契約（公募要領P. 20【2-4. DR契約について】参照。）をＳＩＩに登録された蓄電池アグリゲーターと締結するか、ＳＩＩに登録されたDRメニュー（公募要領P. 25【3-4. DRメニューについて】参照。）に加入すること。
☐	10	導入設備の維持・運用	申請者は、処分制限期間中、導入する補助対象機器を継続的に維持運用すること。取得財産等を処分制限期間内に処分しようとする時や、本補助金の目的通りに使用しなくなった場合は、予めＳＩＩの承認を受けること。その場合、補助金の返還が発生することがある。
☐	11	調査等への協力	ＳＩＩは、本事業の適正な実施を図るため、申請代行者等を通じて申請者に対して必要に応じて電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置予定場所（住所）への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがある。申請者はＳＩＩの求めに応じて、これらの調査等に協力すること。
☐	12	活用状況等の報告	導入した補助対象設備の活用状況等についての報告をＳＩＩが求めた際、処分制限期間の間は申請者が誠実に対応すること。
☐	13	免責	ＳＩＩは、導入する補助対象機器の不具合や故障、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負わない。また、ＳＩＩが申請書類を受け取る時点（ＳＩＩが定める受付先に到着し、ＳＩＩによる引き取りを行った時点）をいう。）より前に生じた申請書類の紛失、申請手続きの遅延、送付の遅延等の事故について、ＳＩＩはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負わない。また住所やメールアドレスの変更について、申請者がＳＩＩに対し連絡を行わなかったために、ＳＩＩからの通知物又は送付書類が延着、不着となった場合も同様に、ＳＩＩは当該通知物又は送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負わない。
☐	14	事業の内容変更、終了	ＳＩＩは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができるものとする。この場合、ＳＩＩは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がＳＩＩの故意又は重過失による債務不履行又は不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとする。事業の変更、交付規程及び公募要領の変更については、ＳＩＩホームページ及びその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承諾したものとみなす。

令和5年度補正DE R 導入支援事業共同事業体
代表幹事 一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上 孝 殿

別紙の交付申請確認書も
忘れずに提出してください。

令和5年度補正
家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金
(家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業)
申請代行委任について

私(当社)は、令和5年度補正「家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金(家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業)」(以下、「本事業」という。)について、本事業の交付規程第22条及び公募要領4-4-2)に基づき、下表1~15の手続きを以下の申請代行者へ委任します。なお、私(当社)は、本事業の交付規程及び公募要領に加えて、別紙の「交付申請確認書」に記載されている内容の説明を全て受け、承知しております。

<委任する手続き>

1	交付申請書の作成及び提出	9	返還報告書(確定に係るもの)の作成及び提出
2	交付申請取下げ届出書の作成及び提出	10	精算(概算)払請求書の作成及び提出
3	中止(廃止)承認申請書の作成及び提出	11	消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書の作成及び提出
4	計画変更承認申請書の作成及び提出	12	返還報告書(取消しに係るもの)の作成及び提出
5	事故報告書の作成及び提出	13	取得財産等管理明細表及び管理台帳の作成及び提出
6	実施状況報告書の作成及び提出	14	その他S I Iより提出を求められた書類の作成及び提出
7	承継承認申請書の作成及び提出	申請者がこの書類に署名した日付を記入してください。	
8	実績報告書の作成及び提出		

委任をする者(申請者)の氏名について
個人の場合:手書きにて署名してください。(印字不可)
法人の場合:手書きでの署名、もしくは社印を押印してください。

2024年 月 日

委任をする者(申請者) 氏名:

※法人にあつては事業者名称及び代表者の氏名を記載すること

委任を受ける者(申請代行者)の事業者名、担当者名については、
印字や社印でも構いません。

委任を受ける者(申請代行者) 事業者名:

担当者名:

こちらの「別紙_交付申請確認書」は、1枚目の「申請代行委任について」とあわせて提出してください。

家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業 交付申請確認書

☑	No.	項目	内容
☐	1	交付申請	チェック欄は、手書きにてチェックを記入してください。 すべて承知の上で、一般社請書類を提出する。な 下、「本補助金」とい り。）の交付対象にならない場合があることを申請者は承知の上で申請すること。
☐	2	暴力団排除に関する誓約	申請者は、交付規程「別紙 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項について補助金交付申請前に確認しなければならず、この誓約事項に同意して申請すること。
☐	3	交付決定通知受領前の補助対象設備に係る契約等の禁止	交付決定通知書を受領する前に補助対象設備に係る契約等を完了させた場合、それが補助対象設備であっても本補助金の交付対象とはならない。
☐	4	重複申請の禁止	申請者は、申請案件について他の国庫補助事業等で補助金の交付を受けている場合、本補助金の申請はできない。
☐	5	申請の無効	申請者は、S I I に提出する申請書類に対して、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはならない。申請者が交付規程及び公募要領、その他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、又は調査等により交付対象とならないことが確認された場合、S I I はただちに当該申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否する。
☐	6	債権譲渡の禁止	申請者は、本事業への申請を行うことにより発生するS I I に対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、又は担保に供することはできない。
☐	7	申請代行者による申請手続き	申請者は、本事業への申請をS I I が登録した申請代行者に委任しなければならない。申請者は、申請代行者に申請を委任した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力すること。
☐	8	申請の変更及び取り下げ	申請者は、申請書類の提出から本補助金の交付が完了するまでの間、当該申請書類に記載する内容の変更はできない。やむを得ず変更を希望する場合は、速やかに申請代行者に連絡し、申請の取り下げ・変更依頼を行うこと。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことにより、S I I による申請に係る審査ができない場合、S I I は当該申請者の申請を無効とすることができる。申請の取り下げ又は申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、S I I の故意又は重過失に起因する場合を除き、S I I は申請者に対して一切の責任を負わない。
☐	9	DR 契約の締結／DR メニューへの加入	申請者は、導入する補助対象機器に係るDR 契約（公募要領P. 20【2－4. DR 契約について】参照。）をS I I に登録された蓄電池アグリゲーターと締結するか、S I I に登録されたDR メニュー（公募要領P. 25【3－4. DR メニューについて】参照。）に加入すること。
☐	10	導入設備の維持・運用	申請者は、処分制限期間中、導入する補助対象機器を継続的に維持運用すること。取得財産等を処分制限期間内に処分しようとする時や、本補助金の目的通りに使用しなくなった場合は、予めS I I の承認を受けること。その場合、補助金の返還が発生することがある。
☐	11	調査等への協力	S I I は、本事業の適正な実施を図るため、申請代行者等を通じて申請者に対して必要に応じて電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置予定場所（住所）への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがある。申請者はS I I の求めに応じて、これらの調査等に協力すること。
☐	12	活用状況等の報告	導入した補助対象設備の活用状況等についての報告をS I I が求めた際、処分制限期間の間は申請者が誠実に対応すること。
☐	13	免責	S I I は、導入する補助対象機器の不具合や故障、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負わない。また、S I I が申請書類を受け取る時点（S I I が定める受付先に到着し、S I I による引き取りを行った時点をいう。）より前に生じた申請書類の紛失、申請手続きの遅延、送付の遅延等の事故について、S I I はその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負わない。また住所やメールアドレスの変更について、申請者がS I I に対し連絡を行わなかったために、S I I からの通知物又は送付書類が延着、不着となった場合も同様に、S I I は当該通知物又は送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負わない。
☐	14	事業の内容変更、終了	S I I は、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができるものとする。この場合、S I I は本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がS I I の故意又は重過失による債務不履行又は不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとする。事業の変更、交付規程及び公募要領の変更については、S I I ホームページ及びその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承諾したものとみなす。